

平成 28 年度 文部科学省先導的<sub>1</sub>大学改革推進委託事業

大学教育における分野別質保証の在り方に  
関する調査研究  
報告書

2017 年 3 月

大学改革支援・学位授与機構



## 目 次

要旨	-----	3
1. 調査研究の目的と方法	-----	9
2. 「教育の内部質保証に関するガイドライン」	-----	15
3. 【資料】英国の大学における内部質保証システム	-----	67
4. 「人文学系の教育の質保証・評価のあり方について（検討まとめ）」	-----	77
5. 【資料】米国の人文学系大学院のカリキュラム分析	-----	87
6. 国内における分野別質保証の導入に関する論点の整理	-----	97
7. 【資料】分野別第三者評価機関の評価基準比較	-----	101
8. 【資料】日本医学教育評価機構 調査報告	-----	107
9. 【資料】山口大学 調査報告	-----	115
参考資料 「教育の内部質保証に関するガイドライン」概要	-----	119



## 要旨

### 1. 調査の目的と方法

大学教育における分野別質保証については、平成 20 年 12 月の中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」において、その在り方について十分な研究が必要と指摘されている。日本学術会議においては「分野別の教育課程編成上の参照基準」の策定等の取組がなされ、教育振興基本計画（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）ではその活用促進をはじめ分野別質保証の取組を促進することとされている。

これまで分野別評価としては、専門職大学院認証評価や工学・保健分野での第三者評価などが行われている。しかし、他の全分野について分野別に第三者評価が早期に行われる状況は想定しにくい。そうであれば、まずは大学自身がその内部で各分野のプログラムのレビューを実施する体制を作りあげることが望まれる。中央教育審議会大学分科会(2016)『認証評価制度の充実に向けて』では「大学の質保証においては、(中略)各大学の自律的な改革サイクルとしての内部質保証機能を重視した評価制度に転換する」とし、内部質保証システムの重要性を強調している。

このような状況を踏まえれば、各大学が内部質保証において分野ごとに(すなわち、プログラム等を単位に)質保証を実施することを促進することが必要である。本調査では、プログラム等を単位とする質保証を中心とする内部質保証システムを学内で形成するためのガイドラインの作成を行った。さらに、分野別評価の指標や基準等の策定の事例として人文学分野において内部質保証や第三者評価における基準や指標について留意すべき事項を検討した。最後に、それらの結果を踏まえ、導入の論点を整理した。

### 2. 国内における分野別質保証を推進するに当たってのガイドラインの作成

分野によって第三者評価の実施状況や評価実施機関の有無は異なる。そのため、まずは大学内で内部質保証としてプログラム単位のレビューが行われるように促進することが必要である。しかし、いかにしてプログラムレビューを行うかについては国内に参照できる情報が少ない。そのため、大学自身がどのようなシステムを実際に構築するかを自由度を残した「ガイドライン」という形式の参照文書を作成した。作成にあたっては、海外における類似ガイドラインの状況や英国 2 大学の内部質保証システムの調査を踏まえて、委員会における検討を行った。

ガイドラインにおいては内部質保証システムを構成する要素として、以下の 6 項目を提示した。

- 1 教育の内部質保証に関する方針と体制
- 2 教育プログラムの点検・評価（モニタリングとレビュー）
- 3 教育プログラムの新設等の学内承認
- 4 教職員の能力の保証と開発

- 5 学修環境・学生支援の点検・評価
- 6 大学や学部・研究科の教育研究活動の有効性の検証

これらの関係を図示すると以下ようになる。大学はその使命や目的を実現するために、学部・研究科等の教育研究上の基本的組織を設置し、さまざまな教育プログラムを提供している。この教育プログラムという単位で定期的な点検・評価を行うことが期待される（要素2）。プログラムの毎年の点検（モニタリング）では、授業評価やプログラム単位での学修成果等に関係する各種の定量的なデータを把握し、その上で定期的にプログラムの質の総合的な点検・評価（プログラム・レビュー）を行う。また、教育プログラムの新設や変更の際にも学内で承認などの確認作業も必要である（要素3）。

プログラム・レビューの結果である自己評価書や改善計画書などは、学部・研究科に提出され、そこでの委員会等によりプログラムに対して改善指示が出され、改善結果が確認される。さらに、プログラム・レビューの結果を学部・研究科ごとにとりまとめることにより、学部・研究科の教育研究活動の有効性の検証が行われる（要素6）。同様にその結果は、大学単位の質保証に責任を有する委員会等に提出され、学部・研究科ごとの結果がとりまとめられることにより、大学全体の教育その他の諸活動の有効性の検証がなされる（同じく要素6）。その際には、教職員の評価やファカルティ・ディベロップメント（FD）及びスタッフ

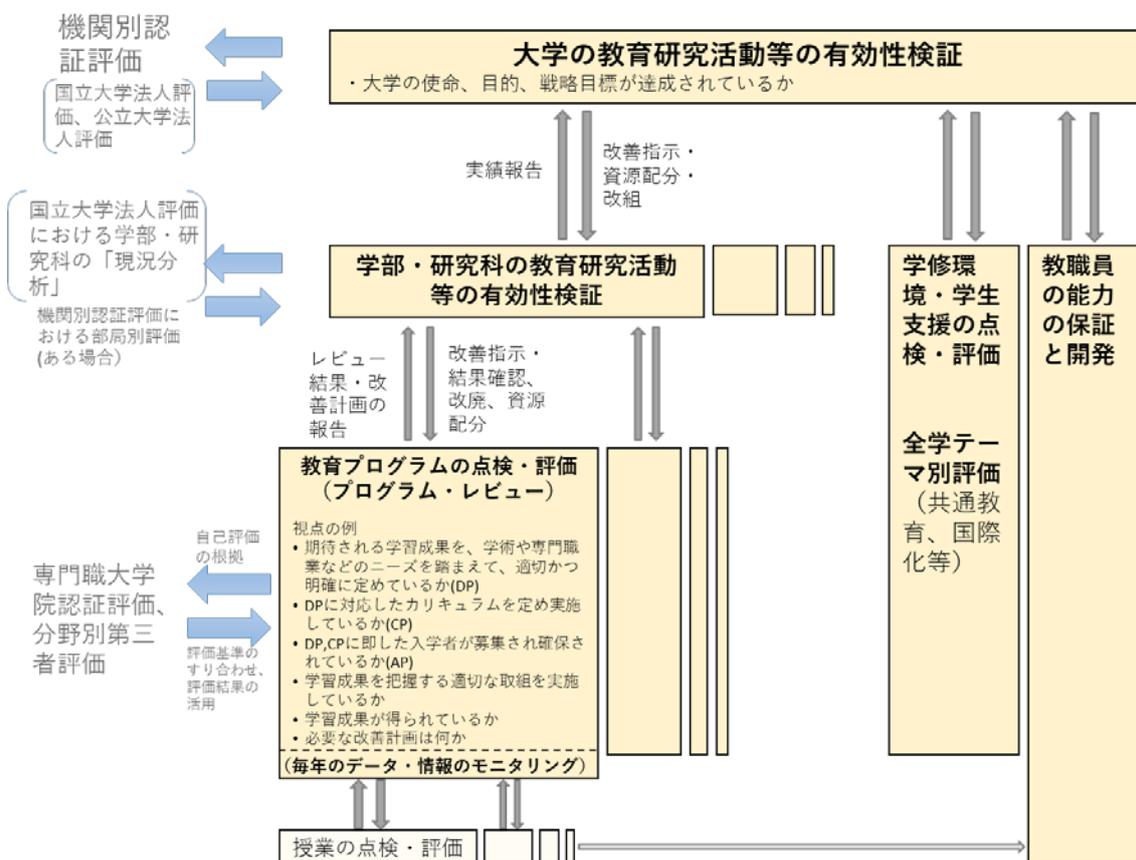


図1 内部質保証の全体像

ディベロップメント（SD）などによる教職員の能力の保証や開発（要素 4）、学修環境や学生支援のレビュー（要素 5）、共通教育や全学のテーマ別レビューの結果（要素 6 の一部）ともあわせ、有効性の検証を行うことになる。

このような内部質保証システムを、各大学は、それぞれの組織構成や教育研究活動の特性に応じて構築する。そのため、大学は内部質保証の方針や規則を学内で定め、実施の体制を構築することにより、継続的に質保証が機能するようにすることが必要である（要素 1）。

ガイドラインでは、プログラム・レビューの実施方法例についても示しており、(1) プログラム・レビュー実施体制の構築、(2) レビューの実施方法や重点項目の設定、(3) IR 部門等による必要データの提供、(4) 自己点検の実施、(5) 外部評価の実施、(6) 自己点検書等の提出、といったプロセス例やレビューの基準例を示している。

### 3. 国内における分野別評価の指標等の策定 ～人文学系における検討

未だ分野別質保証の取組が行われていない分野については、内部質保証あるいは外部質保証において、評価基準や指標などについて留意すべき事項がどのようなものがあるかを検討しなければならない。本調査では、人文学分野を具体的な対象とし、人文学分野の大学教授などから構成される有識者委員会を設置するとともに、協力大学として、大阪大学文学部、千葉大学文学部に参加をいただいて検討を進めた。検討では、協力 2 大学の文学部・研究科から国立大学法人評価における現況分析のために作成した調査票を任意に提出いただき、そこに書かれた内容やデータの妥当性やそれに基づく評価（解釈）の是非や方法を検討した。その過程では、米国の人文系大学院のカリキュラムなどの情報も提供した。

検討の結果、人文系として内部質保証や外部質保証・評価において注目すべき基準や指標、ならびに留意すべき事項としては以下のようなものがあげられた。

表 1 人文系における質保証の留意点

論点	留意すべき内容
プログラム・レビューの実施是非	<ul style="list-style-type: none"> <li>人文学系においても、大学内でプログラム・レビューを実施することは望ましい。プログラム・レビューを実施する中で、学修成果を重視する考え方や、それに基づくカリキュラムの設計やその体系性を重視する考え方を各教育プログラム実施者の間で共有することは重要である。</li> </ul>
プログラム・レビューの実施単位の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、各大学が質保証にとって適切と考える単位を設定すべき。たとえば、文学部内に 1 学科のみが置かれ、そのもとに多数の専修が置かれている場合には、専修単位では単独でのカリキュラムが成立していないことも多く、学部単位でレビューを行うことが考えられる。また、文学部内に複数の学科やコースが置かれ、学科等ごとに体系性のあるカリキュラムが構築されている場合には、学科等単位でレビューを行うことが考えられる。</li> </ul>
日本学術会議「参照基準」の利用可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>人文学系では、必ずしも「参照基準」が設定する分野とプログラムが一对一で対応せず、多数の分野の授業科目を含む学際的なプログラムとなっていることも多い。そのため、参照基準を個別プログラムにそのまま適用することが難しいことも多く、プログラムごとに卒業生が身に付ける知識・能力を明示し、その達成のためにどのようなカリキュラムを組んでいるかを確認することがいっそう重要である。</li> </ul>
人文学系の学修成果の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>人文学系では卒業後に、専攻した学問分野とは直接的には関係しない職に就くことも多い。そのため、学問分野に特有の知識やスキルだけでなく、文学部全体に共通</li> </ul>

	<p>するスキル（主にはジェネリックスキル）や、様々なスキルや知識を活用して課題に対応するための能力（キーコンピテンシー）がいかに身に付いているかも重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•就業力（エンプロイアビリティ）と市民性（シチズンシップ）の両面から考えることができる。就業力の面では、専攻した学問分野と直接的に関係しない職業にも適応しうる能力を育成しているかが重要となる。市民性の面では、人文学の学びを通じて市民としての自らを深めていくことが学修成果となる。</li> </ul>
人文学系の学修成果が認識される時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>•人文学系の学修成果は卒業直後のみならず、卒業から長期間経た後に認識されることも多い。</li> </ul>
卒業生への追跡調査の重要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>•人文学系の学修成果の特徴を踏まえると、卒業から長期間経た後の卒業生による自己判断は重要な根拠データの一つとなる。</li> <li>•調査においては、設定した質問項目への回答の定量的な集計をするだけでなく、自由記述や聞き取り調査から得られる、大学での学修の達成度や満足度に関する定性的な振り返りを分析することが重要である。</li> </ul>
進級・卒業・就職に関するデータの限界	<ul style="list-style-type: none"> <li>•留年・休学などの進級状況、卒業率、就職率などの定量的データは、学士・修士ならば学生の関心事であり、確認することは必要である。</li> <li>•ただし、文学部において卒業までの時間が本質的な問題であるとは言えない。</li> </ul>
卒業後の就職先（職種や業種）に関するデータの限界	<ul style="list-style-type: none"> <li>•標準産業分類や標準職業分類に基づいたデータは、区分の粗密さや入手時期・方法の点から、人文学系の教育の効果を見ることには限界がある。</li> <li>•そもそも、人文学系の学部のディプロマ・ポリシーは特定の産業・職種につくことを想定していないものが多い。人文学系学部からの就職の特徴は、多様な業種につくこと、さらには多様なキャリアが形成されることにある。</li> <li>•そのような、多様な人材を育成する姿勢やその育成結果が、人文学系での学びを求める人へ訴えかけるものになっており、学部の教育目的に即して卒業生の就職の多様性を分析して示すことが望まれる。</li> </ul>
教育方法：学部の卒業論文の評価方法や指導方法の重要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>•人文学系では、卒業論文の作成を通じて、学生個人が自ら課題を発見し、調査し、それらをまとめ、執筆し、発表するという学修が重要である。これは卒業論文を課さない他の文系学部や、研究室単位で実験を行うことが多い理系学部とは異なる、人文学系学部の特徴である。そのために、専修での演習科目による指導が重要である。</li> <li>•日本ではこれまで、専修や担当教員ごとに卒業論文指導や評価基準がばらばらになる傾向があった。たとえば、論理的な構築ができていないか、先行研究を十分に理解しているか、などの評価基準の標準化や成績分布の確認が重要である。</li> </ul>

#### 4. 国内における分野別質保証の導入に関する論点整理

上記の取組における議論とともに、大学や分野別第三者評価機関へのヒアリング、各種の分野別第三者評価の評価基準の比較分析を行うことで、今後、分野別第三者評価を実施する際の論点を整理した。

学内でのプログラム・レビューの実施においては、外部の参照情報の活用や外部評価の実施が今後の課題となる。プログラム・レビューと分野別第三者評価との関係については、学内でその関係を踏まえたプログラム・レビューの設計を行うことが必要である。学部・研究科単位で行う現況分析との関係については、現況分析において大学から提出する基本的データや優れた取組について、プログラムのモニタリングやレビューの過程で学内で確認して、根拠データを形成するような仕組みを構築することが望まれる。また、現況分析では「学系」単位で分野毎の特性を踏まえた基準を作成することが、特に分野別第三者評価が存在しない学系において重要である。

機関別認証評価との関係については、内部質保証システムが機能していることの証拠と

して、かつ、教育活動や成果の状況を社会へと公表しステークホルダーの理解と支持をえるために、分野別（すなわち、学部・研究科やプログラムごと）の教育課程やその成果の評価がある程度必要となることも考えられる。ただし、それを過度の負担なく効率的に実施することが必要であり、既存の分野別第三者評価や学部・研究科の現況分析との連携を検討し、第三者評価等に用いた資料やその結果を利用できることで、大学にとって負担が少ないように設計すべきである。現在の機関別認証評価における教育内容や学修成果に関する基準の多くは、各種の分野別第三者評価においても基準となっており、連携が可能である。また、国立大学法人評価における学部・研究科の現況分析における資料やその結果を、機関別認証評価において特に学部・研究科単位で確認すべき基準の根拠データとして用いることも期待される。今後、内部質保証および各種の外部質保証の関係についてさらに検討をすすめ、実施根拠となる法律や背景などの制約のもとで、実現可能性について実施主体間での意見交換をしていくことが必要である。



## 第1章 調査研究の目的と方法

林 隆之（大学改革支援・学位授与機構）

### 1.1 背景

大学教育における分野別質保証については、平成20年12月の中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」において、分野別の質保証の枠組みづくりの進め方、機関別・分野別両者の効率的で実効ある評価の仕組みの在り方について、十分な研究が必要と指摘されている。こうした提言を契機として、日本学術会議による「分野別の教育課程編成上の参照基準」の策定等の取組も進められており、教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）ではその活用促進をはじめ分野別質保証の取組を促進することとされている。

これまで我が国の大学教育の分野別評価としては、各種分野の専門職大学院を対象とした認証評価は実施されてきた。また、工学分野では日本技術者教育認定機構(JABEE)が、保健分野では日本医学教育評価機構による世界医学教育連盟の基準に準拠した評価や、薬学教育評価機構による6年制薬学教育の評価が行われており、また、歯学、看護学、助産学、獣医学などの分野においても第三者評価の実施や検討・試行がおこなわれている。

しかし、これら以外の全ての分野について、分野別第三者評価が早期に行われる状況は現時点では想定しにくい。大学改革支援・学位授与機構が平成27年度に行った、学協会や専門職団体に対する調査においては、各分野の卒業生や職業人に期待される能力を明示している例や資格授与を行っている事例は多くみられたが、第三者評価を行っている例は少なかった。さらに、分野によって教育の分野別質保証の必要性や是非についての認識は異なっていることが示された。

このように分野別第三者評価が全ての分野において実施されることは難しいとすれば、それぞれの分野における教育や卒業生（あるいは学位）の質を保証し向上するためには、まずは、大学自身がその内部で各分野のプログラムのレビューを実施する体制を作りあげることが望まれる。

現在、日本においては、認証評価を内部質保証を重視した評価制度へと転換することが求められている。中央教育審議会大学分科会(2016)『認証評価制度の充実に向けて』では「大学の質保証においては、多様な大学が自ら掲げる目標に向けて教育研究活動を行う中で、定期的な自己点検・評価の取組を踏まえた各大学における自主的・自律的な質保証への取組（内部質保証）が基本であることを踏まえ、各大学の自律的な改革サイクルとしての内部質保証機能を重視した評価制度に転換する」としている。これを受け、「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令」では、認証評価機関が大学評価基準において定める評価事項として、「教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること」が追加され、さらにそれを重点的に評価することを求めた（平成30年4月1日施行）。

以上のような分野別質保証の見通しや、内部質保証重視の方向性を踏まえれば、各大学が内部質保証において分野ごとに内部質保証を実施する際の参照資料を策定することが求められる。本調査では、国内における分野別質保証を視点として含む内部質保証を推進するに当たってのガイドラインの作成を行うとともに、分野別評価の指標や基準等の策定の事例として人文学分野において内部質保証や第三者評価における基準や指標について留意すべき事項を検討する。最後に、それらの結果を踏まえ、導入の論点を整理する。

## 1.2 国内における分野別質保証を推進するに当たってのガイドラインの作成（第2～3章）

### （1）目的

分野によって第三者評価機関の実施状況や評価実施組織（機関）の存在の状況は異なる。そのため、まずは大学内で内部質保証としてプログラム単位のレビューが行われるように促進することが必要である。このことは、中央教育審議会大学分科会の審議まとめ「認証評価制度の充実に向けて」において、認証評価が内部質保証を重視するようになると、3つの方針を基本的には学位プログラム単位で作成することを求めるようになっていることと軌を一にする。

しかし、いかにしてプログラム・レビューを行うかについては国内に参照できる情報が少ない。現在は、多くの大学で機関別認証評価に対応するために、まず学部・研究科を単位として自己評価書を作成し、それを機関単位にとりまとめることが行われている。しかし、実際にカリキュラム構成や学習成果を検討可能であるのは、プログラムレベルである。プログラム・レビューをいかに実施するかの参照情報を大学に提供することが、分野別質保証の促進にとっても不可欠である。ただし、大学によって規模もレビューの支援体制も異なることから、一律の方法を規定することは適切でない。そのため、大学自身がどのようなシステムを実際に構築するかの自由度を残す形で、「ガイドライン」という形式の参照文書を作成する。

### （2）ガイドライン策定の方法

まず、国際的に「内部質保証システム」の一部としてプログラム・レビューがいかに位置づけられており、どのような内容が求められているかを調査し、さらに英国における大学の内部質保証としてのプログラム・レビューの事例調査を行った。

内部質保証システムがどのようなものであるかを説明する海外資料として最も参照されるのは、「欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン(ESG)」である。ESGは欧州全体の高等教育機関の内部質保証ならびに、外部質保証のあり方について述べたものである。欧州諸国の外部質保証機関が、欧州高等教育質保証協会(ENQA)に加盟するためには、このガイドラインに遵守していることが求められる。そのため、各国の質保証機関は自己の

評価基準において求める内部質保証の事項も、このガイドラインに遵守することが必要となる。ESG は 2015 年に改訂されたが、変わらず、内部質保証に関する基準がガイドラインの第一部におかれ、第二部で説明される外部質保証は内部質保証プロセスを効果的に活用すべきものと位置づけられている。ESG では内部質保証の 10 の基準のうち、第 2 番目にプログラムの設計と承認、第 9 番目にプログラムの継続的監督及び定期的評価が位置づけられている。

また、このような ESG を踏まえた大学での状況を把握するために、英国の 2 大学についての調査を行った。英国では、ESG の内容を踏まえながら、質保証機関である QAA が「Quality Code」を作成しており、大学はその Quality Code をもとに、自らの内部質保証システムを構築し、プログラム・レビューを実施することになる。バーミンガム大学に対しては訪問調査を行い、マンチェスター大学についてはメールにて調査を行った。

次に、国内大学において評価・IR を行う組織に所属する教員や、これらの領域に専門性を有する教員などから構成される委員会を設置し、大学の内部質保証およびプログラム・レビューの方法のあるべき姿について検討を行った。大学改革支援・学位授与機構では本委託調査に先駆けて、本委員会メンバーの多くを含む検討会にて、内部質保証システムの全体像について 3 回の会議を行っていた。今回の委託調査により、プログラム・レビューの実施方法のあり方まで含めることとし、さらに 4 回の会議を追加で行った。そのため、計 7 回の会合を行った。

委員会メンバーは以下のとおりである。

浅野 茂	山形大学	学術研究院	教授
川嶋 太津夫	大阪大学	高等教育・入試研究開発センター	教授
小湊 卓夫	九州大学	基幹教育院	准教授
齊藤 貴浩	大阪大学	経営企画オフィス IR 部門	教授
寫田 敏行	茨城大学	全学教育機構	准教授
杉本 和弘	東北大学	高度教養教育・学生支援機構	教授
田中 正弘	筑波大学	大学研究センター	准教授

これを踏まえて、ガイドラインを作成した。ガイドラインを本報告書の第 2 章に示す。本委託調査の範囲はプログラム・レビューのガイドラインの策定であり、ガイドラインの第三部がそれにあたる。しかし、検討過程で、内部質保証システム全体のガイドラインと、プログラム・レビューのガイドラインが一つの文書になっているほうが理解を助けるという意見があったことから、全体で「教育の内部質保証のガイドライン」とし、本報告書第 2 章に示す。

ガイドラインでは、内部質保証の中心としてプログラム・レビューを位置づけることや、内部質保証の結果を機関別認証評価や他の評価制度へと活用するような設計、外部評価の必要性、日本学術会議が策定する「教育課程編成上の参照基準」の活用の可能性についても

言及を行った。

### 1.3 国内における分野別評価の指標等の策定 ～人文学系における検討（第4～5章）

#### （1）目的

先述のように、わが国では分野別評価は工学分野や保健分野で行われているが、未だ分野別質保証の取組が行われていない分野については、内部質保証としてのプログラム・レビューや外部質保証において、評価基準や指標などについて留意すべき事項がどのようなものがあるかを検討しなければならない。

分野別質保証の取組が最もなされていない分野の一つが人文学分野である。昨年度実施の学協会に対する調査においても、「教育の多様性を尊重すべき」「大学間で教育内容のレベルに差がある」などの意見が強く示されており、分野別評価の導入には慎重な検討を要する。しかし他方で、昨今、教育の社会的意義を示すことが求められているのも人文学である。本調査では人文学分野を具体的な対象として検討を行う。

#### （2）方法

複数の大学の文学部および人文学の評価者（大学教員）の協力のもと、分野別質保証のための評価を実施する際に考慮すべき情報（定量的・定性的情報）と指標等を検討し、既存のデータを確認することを試行し、分野別評価の実施可能性を検討する。本調査では、人文学分野の大学教員（大学評価についての知見を併せ持つ教員を含めて選定する）から構成される有識者委員会を設置した。また、試行協力大学として、大阪大学文学部、千葉大学文学部からもご参加をいただいた。委員と協力大学からの参加者は以下である。

#### 委員

伊藤 たかね	東京大学大学院 総合文化研究科 教授
江原 由美子	首都大学東京大学院 人文科学研究科 教授
高橋 和久	東京大学大学院 人文社会系研究科 名誉教授
竹中 亨	大阪大学大学院 文学研究科 教授
戸田山 和久	名古屋大学大学院 情報科学研究科 教授
大淵 憲一	放送大学仙台学習センター所長、東北大学大学院 文学研究科 名誉教授
乾 喜一郎	株式会社リクルートライフスタイル
山本 真司	河合塾 教育研究部 「みらいぶプラス」編集長

#### 協力大学

金水 敏	大阪大学大学院 文学研究科長 <第1回研究会出席>
和田 章男	大阪大学大学院 文学研究科 教授 <第2, 3回研究会出席>
山田 賢	千葉大学 文学部長

大学改革支援・学位授与機構では平成28年度に国立大学法人評価を行った。その一部である「現況分析」では、学部・研究科単位で教育に関する現況調査表（自己評価書）が提出され、それを評価者が評価する。評価は10の学系の部会により行われ、人文学分野については、人文学系部会があたった。そのため、この評価は、「人文学」という大きな単位での分野別の第三者評価の一つである。ここでは、既に評価基準や、評価において記載することが望まれる優れた事項例（すなわち、人文学系における定性的指標に相当する）、共通的に収集する定量的データが定まっていた。

このような状況を踏まえ、協力2大学の文学部から現況調査表を任意に提出することを求め、それを基準や指標の検討の出発点とした。そして、それらの指標が人文学分野において、実質的に意味があったのか、適切なデータが提供され、それを解釈することができたのか、といった点から本委員会としてどのような判断（評価）を下せるか等を議論した。また、現況調査表は「文学部」という単位での自己評価であり、質保証ではなく実績評価を目的としたものであるために学部・研究科自らが考える優れた取組実績が列挙されている傾向がある。それゆえに、プログラム単位のカリキュラムマップの状況や、学生の学修成果の確認方法・結果の詳細は見えにくいという点に、人文学分野の教育に最低限必要な事項についての確認もなされていない。そのような限界を踏まえて、現況調査表では得られない情報を含めて、本来、内部質保証においてプログラム単位でいかなる情報を収集すべきであるか、それらをもとにして外部評価で何を確認すべきであるのかも検討した。

また、米国の人文学系の大学院におけるコースワーク、研究基礎力試験、博士論文審査についてウェブベースの調査を行い、それらも検討の材料とした。

以上の検討結果を、第4章「人文学系の教育の質保証・評価のあり方について（検討まとめ）」として示す。これは第2章のガイドラインについて、人文学系についての留意点という位置づけとしても考えることができる。

#### 1.4 国内における分野別質保証の導入に関する論点整理（第6～9章）

分野別質保証をまずは、学内のプログラム・レビューとして導入することをガイドラインでは求めている。そのため、次には、そのような学内の仕組みならびに、各種の第三者評価との間の全体的な関係を検討することが必要である。機関別認証評価、国立大学法人評価や公立大学法人評価、国立大学法人評価における学部・研究科を単位とする現況分析、さらに、分野別第三者評価との関係である。

そのため、本調査では、分野別第三者評価機関である日本医学教育評価機構に対して評価方法や評価結果参照における具体的な連携の可能性についてヒアリングを行った。また、実際に大学内において内部質保証と各種の評価との関係を統合的にとりうるかを検討するために、山口大学にヒアリング調査を行った。これらの内容を踏まえつつ、分野別質保証の導入に関する論点を整理した。

